

## 滋賀県道路占用料徴収条例の一部改正について

### 1 概要

- 道路占用料は、道路管理者である地方公共団体の条例で金額および徴収方法を定めることとされている。(道路法39条2項)
- この度、道路法施行令の一部改正(令和7年10月1日施行)により占用できる物件が追加されたため、滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する。

### 2 改正内容

- 自動車駐車場または特定車両停留施設に設ける自動車に燃料としての水素を供給するための施設が占用物件として追加されたことに伴い、道路占用料を新たに定める。



足柄SA（下り）に設置された水素ステーション

※足柄SAでは道路区域外の民有地に設置

国土交通省HPより引用

## 滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）および道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）の一部改正により、自動車駐車場または特定車両停留施設に設ける自動車に燃料としての水素を供給するための施設についての指定区間内の国道に係る道路占用料の額が定められたことに伴い、県道（指定区間外の国道を含む。以下同じ。）についてもこれに準じて定めるため、滋賀県道路占用料徴収条例（昭和 44 年滋賀県条例第 25 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 道路管理者以外の者が県道の自動車駐車場または特定車両停留施設に設けようとする自動車に燃料としての水素を供給するための施設について、道路占用料の額を定めることとします。（別表関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県道路占用料徴収条例新旧対照表

旧					新									
占用物件の種類	単位	占用料				占用物件の種類	単位	占用料						
		所在地						所在地						
		第2 級地	第3 級地	第4 級地	第5 級地			第2 級地	第3 級地	第4 級地	第5 級地			
省略					省略					省略				
政令第7条第14号に掲げる施設	占用面積 1 平方メートルに つき 1 年	A に 0.031 を乗じて得た額				政令第7条第14号および 第15号に掲げる施設	占用面積 1 平方メートルに つき 1 年	A に 0.031 を乗じて得た額						
注 省略					注 省略					注 省略				